

原子力災害に備えた 安来市広域避難計画



平成25年3月
安来市

目 次

1. 計画の位置づけ	1
2. 計画策定にあたっての基本方針	1
3. 計画の前提	2
(1) 避難範囲の考え方	2
(2) 避難対象地域	2
(3) 避難先地域	3
4. 安来市の体制	5
(1) 市の広報体制等	5
(2) 広報のタイミング	5
(3) 相談窓口の設置	5
(4) 市の災害体制の設置基準	5
(5) 警戒本部・災害対策本部の設置	6
(6) 災害対策本部の設置場所	7
(7) 災害対策本部の退避先	7
5. 住民の避難体制	7
(1) 避難行動等の事前周知について	7
(2) 自家用車避難の場合	8
(3) 自家用車避難が困難な場合	8
(4) 避難先等の確保、周知	9
(5) 避難ルートの設定	9
(6) スクリーニングポイントにおける市の役割	9
(7) 園児、児童及び生徒等への対応	10
(8) 一時滞在者（観光客等）への対応	11
(9) イエローバスの乗客への対応	11
(10) 避難完了の確認等	11
(11) 避難先での避難住民の登録	11
(12) 自主避難した住民の把握	11
(13) 避難が長期化した場合の対応	11
6. 災害時要援護者の避難体制	12
(1) 避難の流れ	12
(2) 避難先の確保及び周知	12
(3) 避難手段及び避難ルート等	13
(4) 各施設別の避難計画の策定	13
(5) 在宅要援護者の援護等	13

(6) 避難が長期化した場合の対応	13
7. 避難住民の支援体制	14
(1) 避難所（一般避難住民用）の開設	14
(2) 広域福祉避難所（災害時要援護者用）の開設	14
8. 避難所の運営について	15
(1) 広域避難所	15
(2) 広域福祉避難所	16

1. 計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)で発生した原子力災害を踏まえ、平成24年12月、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を見直し、避難対象地域が従来の防災対策を重点的に充実すべき区域(E P Z)の目安である10kmの範囲から、予防的防護措置を準備する区域(P A Z)の概ね5km並びに緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)の概ね30kmに拡大された。

また、国の防災基本計画原子力災害対策編が改正され、P A Z及びU P Zを管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定するものとされたところである。

このことを受け、本市も安来市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、大規模な原子力災害が発生した場合の住民の広域避難対策を整備するものである。

2. 計画策定にあたっての基本方針

本計画は、安来市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する原子力災害に備えた島根県広域避難計画との整合を図りつつ策定した。

- (1) 市は島根県と連携し、避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示することとした。
- (2) 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指すものとした。
- (3) 市は島根県と連携し、避難の実施時に特に配慮が必要である災害時要援護者(在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者)の安全かつ迅速な避難体制の確立を図るものである。
- (4) 本計画は、原子力災害という特殊な災害の発生を前提とし、受入れ自治体の理解と協力を得て作成したものであり、安来市地域防災計画(原子力災害対策編)と合わせ、作成時及び改定の都度受入れ自治体に情報提供するものである。

3. 計画の前提

(1) 避難範囲の考え方

避難対象地域及び避難先地域の決定については、避難時の情報伝達体制、災害時要援護者の支援が可能な範囲であること、避難前後の安否確認等かスムーズに行えること、避難後の避難所でのコミュニティの重要性等を考慮し、交流センター単位での避難行動を基本とする。

ただし、島田地区、安田地区については、その一部のみが30km内に入るため、交流センター単位ではなく行政町名による必要最小限区域での避難とする。

なお、本市内が地震など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて本計画をもとに柔軟に対応する。

(2) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、防災対策の検討状況や原子力防災連絡会議での整理等を踏まえ、島根原子力発電所から30km圏以内の次に掲げる地域とする。[資料1]

○地区単位

距離圏域	地域名	地区名（交流センター単位）	人口
20～30km	安来地域	社日、十神、赤江、荒島、飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、島田の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）	28,568人
	広瀬地域	広瀬、下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐	6,665人
	伯太地域	安田の一部（伯太町安田）	936人
合計			36,169人

※平成24年3月31日現在

(3) 避難先地域

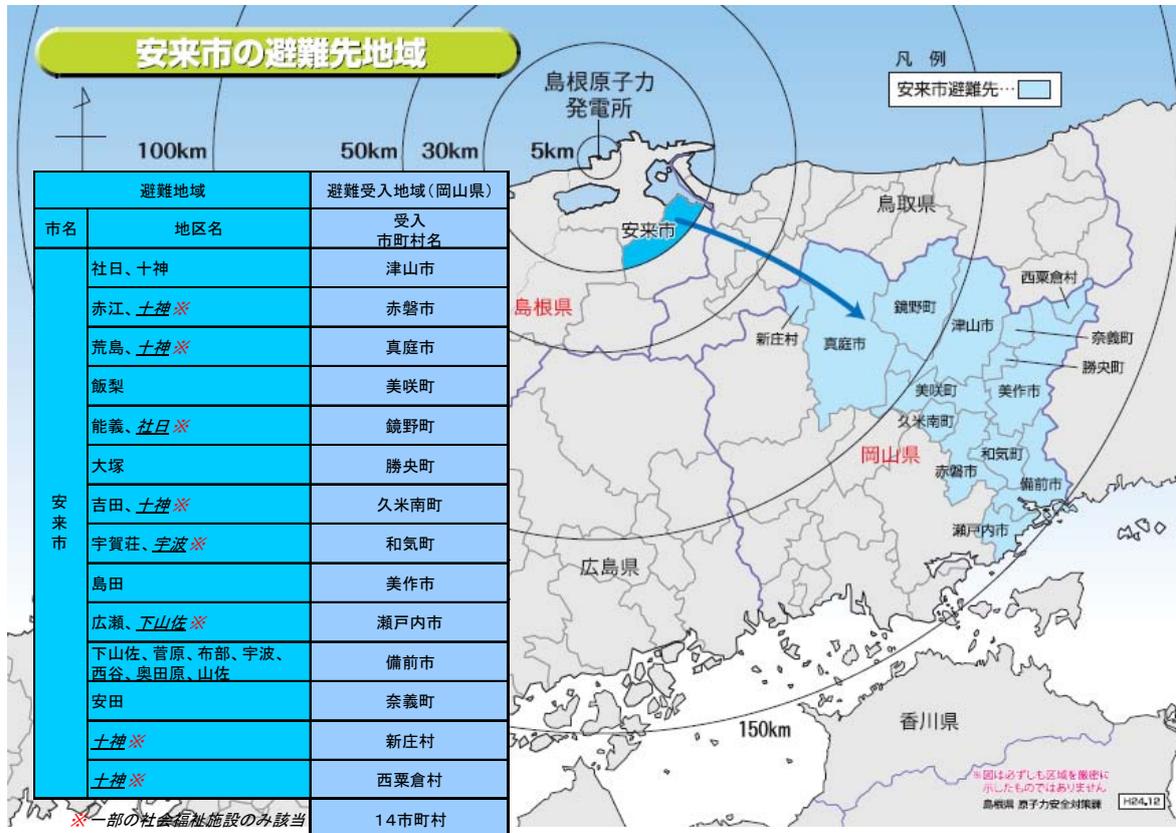
避難地域		避難受入地域（岡山県）
市名	地区名	受入市町村名
安来市	社日、十神	津山市
	赤江、 <u>十神</u> ※	赤磐市
	荒島、 <u>十神</u> ※	真庭市
	飯梨	美咲町
	能義、 <u>社日</u> ※	鏡野町
	大塚	勝央町
	吉田、 <u>十神</u> ※	久米南町
	宇賀荘、 <u>宇波</u> ※	和気町
	島田	美作市
	広瀬、 <u>下山佐</u> ※	瀬戸内市
	下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐	備前市
	安田	奈義町
	<u>十神</u> ※	新庄村
	<u>十神</u> ※	西粟倉村
※一部の社会福祉施設のみ該当		14市町村

[資料2]

原発から30km圏域の状況



安来市の避難先地域



4. 安来市の体制

市は、島根県から警戒事象及び特定事象等発生の連絡があったときは、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき島根原子力発電所の事故等に関する情報や、避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情報連絡を速やかに行うものとする。

（１）市の広報体制等

- ① 市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国（オフサイトセンター等）や島根県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。
- ② 市は、在宅要援護者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、必要な情報を確実に伝える体制を整備する。

（２）広報のタイミング

市は、住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

<住民広報のタイミング>

- ア 警戒事象及び特定の事象に至った場合（原災法10条事象、原子力緊急事態宣言等）
- イ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- ウ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- エ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- オ 放射性物質が放出された場合
- カ モニタリングの状況がまとまった場合
- キ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民広報の内容>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

（３）相談窓口の設置

市は、国及び島根県と協力して、住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

（４）市の災害体制の設置基準

安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める設置基準は、以下のとおりとする。
災害体制の設置基準

区分	体制	設置基準	処理事項
	本部・支部		
【警戒体制】 (トラブル発生)	警戒本部の設置 [構成員] 総務部長、市長室長、広瀬地域センター長、伯太地域センター長、統括危機管理監、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、基盤整備部長、上下水道部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、病院事務部長、総務課職員、危機管理課職員、その他総務部長が必要と認めた職員	・島根県から環境放射線異常の通報があったとき	1. 情報収集 2. 職員への注意喚起 3. 職員の動員準備 4. 災害予防対策 5. 体制移行準備 6. 住民広報 7. 環境モニタリング 8. 島根県への職員派遣
【第一次体制】 (原災法第 10 条事象)	災害対策本部の設置 [構成員] 市長、副市長、教育長、各部部长、次長、総務課職員、危機管理課職員、その他市長が必要と認めた職員	・島根県対策会議が設置されたとき ・特定事象（原災法第 10 条）発生の通報があったとき ・島根県からモニタリングポストにおいて原災法第 10 条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき ・その他市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起 3. 関係機関との調整 4. 災害予防体制 5. 体制移行準備 6. 住民広報 7. 相談窓口開設準備 8. 環境モニタリング 9. 島根県への職員派遣 10. 職員動員準備 11. 市長が定めるものの OFC への派遣
【第二次体制】 原災法 15 条事象	全職員とする	・内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき ・その他市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 職員の出勤 3. 避難状況確認 4. 安否確認 5. 住民広報 6. 相談窓口開設
【第三次体制】 (住民避難完了後)	事故対策の内容により最大全職員とする	・内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき	1. 情報収集 2. 災害復旧対策本部設置準備 3. 避難状況確認 4. 住民広報 5. 相談窓口開設

(5) 警戒本部・災害対策本部の設置

① 警戒本部の設置

市は、警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒本部を設置する。

- ・警戒本部本部長 総務部長

②避難準備情報又は屋内退避が指示されたとき

- i 住宅等への屋内退避
 - ア 自宅、職場、最寄りの公共施設への屋内退避に関する事
 - イ 避難に備え、帰宅、避難の準備に関する事
 - ウ 退避及び退避後の行動に関する事
 - エ 退避に当たっての注意事項に関する事
 - オ その他必要な事項
- ii 災害時要援護者の確認等

③避難指示又はコンクリート建物への屋内退避が指示されたとき

- i コンクリート建物への屋内退避
 - ア 指示にしたがい、コンクリート建物への退避に関する事
 - イ 避難の備えに関する事
 - ウ その他必要な事項
- ii 避難方法等
 - ア 指示にしたがい、自家用車での避難又は一時集結所への移動に関する事
 - イ 避難先及び避難ルートに関する事
 - ウ 避難に当たっての注意事項に関する事
 - エ その他必要な事項
- iii 災害時要援護者の避難支援
- iv 安定ヨウ素剤の予防服用
 - ア 安定ヨウ素剤の配布の方法等に関する事
 - イ 指示にしたがい、安定ヨウ素剤の予防服用に関する事
- v 避難先での住民の把握

④原子力災害発生に対する事前の備え

- ア 事前の準備物資等に関する事
- イ 災害時要援護者の避難支援対策に関する事
- ウ 避難所の運営に関する事
- エ その他必要な事項

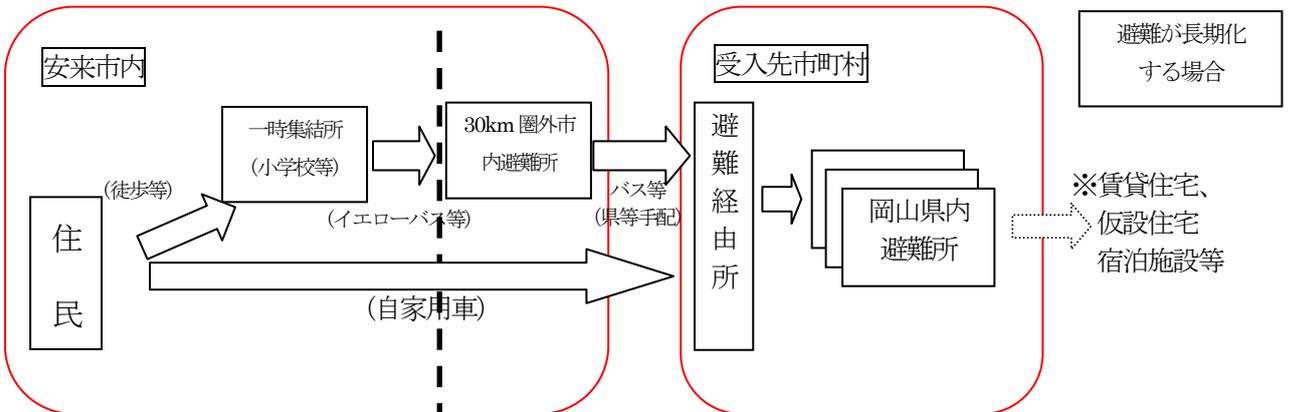
(2) 自家用車避難の場合

緊急避難時の移動手段として、多くの住民が自家用車により避難することを想定する。また、可能な限り乗り合わせによる避難に心がける。

(3) 自家用車避難が困難な場合

自家用車避難が困難な住民については、自治会、自主防災組織等の協力を得て、市が設置する一時集結所へ集合し、市は、イエローバス、島根県、国、関係機関の協力を得て確保したバス等及びJR等の公共的手段により、避難経由所へ集団避難させる。

避難の流れ



(4) 避難先等の確保、周知

- ① 交流センター単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて住民へ事前に周知する。〔資料3〕
- ② 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

一時集結所の運営

ア、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定める。

イ、一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とする。
- ③ 避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を受入れ自治体の協力を得て選定し、避難実施の円滑化を図る。
- ④ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行うものとする。〔資料4〕
- ⑤ 受入れ自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行うこととしている。

(5) 避難ルートの設定

- ① 市は島根県警本部等関係機関と連携し、概ね地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しておく。〔資料5-1、5-2、5-3〕
- ② 市は島根県警本部等関係機関と連携し、災害の状況に応じてあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決める。

(6) スクリーニングポイントにおける市の役割

基本的にスクリーニングポイントにおける避難者の身体汚染スクリーニングは、島根県の地域防災計画に従い、島根県健康福祉部内に緊急時医療センターを設置し、スクリーニングチームが行う

こととされている。

市はそのスクリーニング作業がスムーズに行われ、避難が適切に行われるよう協力するものとする。

- ① 車両及び避難者の誘導：受付
要援護者を優先的に誘導し、速やかにスクリーニングができるよう努める。

(7) 園児、児童及び生徒等への対応

- ① 島根原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合は、学校等の管理下において、市からの指示・情報に基づき、校長・園長・所長を中心とした学校等災害対策体制を設置し、園児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保を図る。

そのため、学校等は下記の対応に備え、あらかじめマニュアルを作成し、保護者への連絡方法・連絡先を確認するとともに、必要事項等について周知しておく。

ア 各学校等の留意事項

- ・各学校災害対策体制の設置（本部長：校長・園長・所長、副本部長：教頭）
- ・市からの情報入手と伝達
- ・児童等の安否等の確認
- ・テレビやラジオ等による国・県の情報にも注意する。
- ・速やかに帰校することができない校外での活動中は、現地の安全な建物に留まり、学校からの指示を待つ。

イ 屋内退避指示時の対応

- ・校舎や体育館など屋内に入るよう指示
 - ・児童等の安否等の確認
 - ・屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗いうがい等を行う。
 - ・ドアや窓は閉め、エアコン・換気扇等は止める。
 - ・ハンカチやタオル等で口、鼻を覆い、長袖上着等の着用など、外部被ばくを避けるための注意喚起を行う。
- ※放射線量の測定結果や事故の収束状況等に応じて、市と協議の上、安全が確認された場合には通常の対応とする。事態が進展する場合には避難対応に移行する。

ウ 避難指示時の対応[資料6]

- ・市は運行中のイエローバスを運休させ、直ちに配車予定箇所に移動を指示する。
- ・教職員等は保護者に対し、児童等を30km圏外の市内一時移転先へ避難させる旨の連絡を行う。
- ・教職員等は、児童等をイエローバス配車予定箇所へ集合させ、教職員等添乗のもと30km圏外の市内一時移転先へ避難する。
- ・各学校、イエローバス配車予定箇所又は一時移転先において、保護者の迎えがある場合は、保護者等に引き渡す。

- ② 学校等の管理下でない場合は、各自宅、地域での対応行動とする。

(8) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ① 市は島根県と連携し、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブルが重大化した段階（島根県対策会議設置時）以降、報道機関、緊急速報メールなどを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切な情報提供に努める。
- ② 避難が指示された場合は、交通手段を有している者は早急に避難し、交通手段を有していない者は最寄りの一時的集結所から住民とともにバス等により避難を行う。

(9) イエローバスの乗客への対応

- ① 市は、イエローバスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、車内放送、ラジオ放送、緊急速報メール等により情報を伝達する。

(10) 避難完了の確認等

- ① 住民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、個別に訪問して行う。
- ② 避難を拒否する住民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が繰り返し訪問し、避難を促す。

(11) 避難先での避難住民の登録

- ① 市は、避難所に派遣した職員、受入れ自治体職員及び施設管理者の協力を得て、避難所ごとに被災地住民登録票により登録を行う。

(12) 自主避難した住民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は自主避難した住民の把握に努める。

- ① 市は、自主避難した住民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。

(13) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努める。
- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるよう努める。

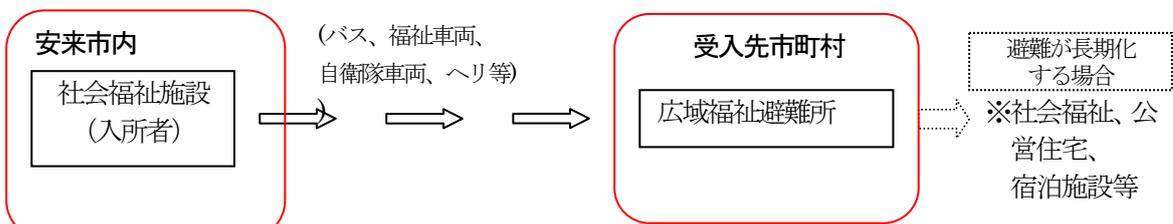
6. 災害時要援護者の避難体制

災害時要援護者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者及び在宅要援護者は広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行う。

なお、災害時要援護者の避難は、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保など避難準備を早期段階から行き迅速な避難を実施するが、準備が整うまでは屋内退避を行う。

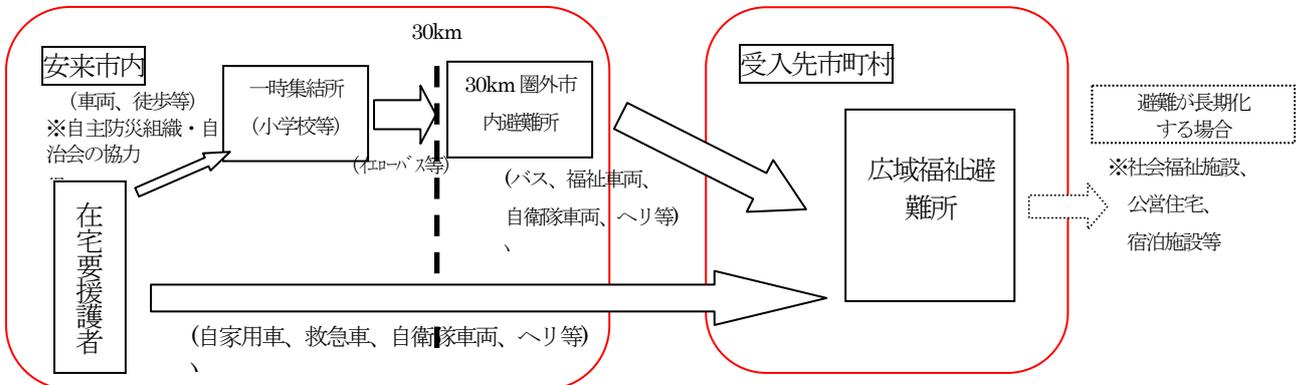
(1) 避難の流れ

①社会福祉施設

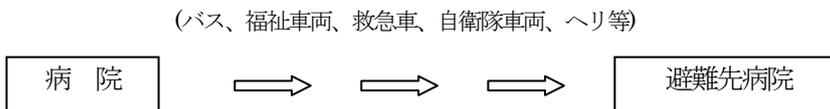


※社会福祉施設通所者について、時間的に余裕の無い場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

②在宅要援護者



③病院等入院患者



(2) 避難先の確保及び周知

① 市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅要援護者の避難先（広域福祉避難所）を定め、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。

〔資料7〕

- ② 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は島根県と連携し、あらかじめ定めてある避難先となる受入れ自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡する。
- ③ 島根県及び避難病院は、原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある病院群の関係者等と避難受け入れを要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、該当病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うこととしている。
- ④ 市は、災害発生時において災害時要援護者で支援が必要な者の避難先の確保が困難となったときは、屋内退避を図りながら島根県及び国と連携して速やかに避難先を確保するよう努める。また、必要に応じて30km圏外の市内の施設を福祉避難所として活用するものとする。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる車両等の避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- ② 災害時要援護者の避難手段確保の手順・体制は、島根県が自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し整えることとしている。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、市は島根県と連携し、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認することとしている。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定する。

(5) 在宅要援護者の援護等

- ① 介助があれば自立歩行可能な要援護者は、原則として自主防災組織又は自治会等の協力を得ながら避難するものとする。
- ② 車いす又は寝たきりの要援護者は、島根県が、国、関係機関の協力を得て避難車両（リフト車又はストレッチャー車等）を確保し、市と連携し輸送する。
- ③ 人工呼吸器装着者又は在宅酸素療法を受けている要援護者は、救急車で輸送する。

(6) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるよう努めることとしている。

7. 避難住民の支援体制

市は、国や、島根県及び避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

(1) 避難所（一般避難住民用）の開設

①避難所の開設

ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとする。

イ 避難開始当初においては、市は島根県と連携し、住民の送り出しを最優先とする必要から、避難所、避難経路所の開設・管理、避難誘導など避難住民の受入業務については、受入れ自治体側が対応するものとする。

ウ 受入れ自治体は、避難経路所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。

エ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に各避難所等へ職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

オ 避難所は、できるだけ早期に、避難住民、職員、ボランティア等で自主防災組織等を中心とした自主運営体制へ移行するよう努める。

カ 受入れ自治体から引き継いだ避難所施設の管理は、避難所の運営体制にかかわらず受入れ自治体側で引き続き行い、市、避難住民及び受入れ自治体と協力して避難所の運営にあたる。

②避難物資の確保

ア 市は島根県と連携し、避難所への食糧や毛布等の避難物資について、国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図る。

イ 国が中心となり、できるだけ早期に関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給する体制を整えるものとする。

(2) 広域福祉避難所（災害時要援護者用）の開設

①避難所の開設

ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとする。

イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とするものとする。

②災害時要援護者のケア

ア 災害時要援護者のケアについては、原則として在宅要援護者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。

イ 市は島根県と連携し、ケア要員の不足が想定されることから、国や受入れ自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員の確保を図る。

③ 資機材・物資の確保

ア 市は島根県と連携し、災害時要援護者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図る。

イ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や地域から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

8. 避難所の運営について

(1) 広域避難所

広域避難所の運営は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティを基本とし、市から派遣する職員、ボランティア等と協力し受入れ自治体の施設管理者の協力を得て住民が、自主的に運営できるよう努めるものとする。

市は、広域避難にも対応した避難所運営マニュアルの作成を行う。

- ① 市は、受入れ自治体の協力を得て、受入れ自治体毎に庁舎、又は避難所の一部に現地の支援拠点（臨時出張所等）を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たる。〔資料8〕
- ② 市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、正確な情報伝達に努める。
- ③ 住民は、避難所の運営にあたり高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等や、男女のニーズの違い、外国人に十分に配慮し、それぞれ協力して運営体制を構築するものとする。また、家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ④ 避難所の運営体制は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティの状況を踏まえ、住民が概ね次の例を参考として、それぞれの避難所に応じた体制を整備し、避難所の運営に当たるとともに、良好な生活環境の確保に努める。〔資料9〕

<運営体制の例>

i 運営会議等

- ・施設の管理者を加え、管理者の協力を得て避難所の運営を担う

ii 運営班等

それぞれの避難所に応じた、概ね次ぎを参考として運営体制を構築するものとする。

- ・総務班（運営会議の事務局、各運営班の統括、相談窓口の設置、市等との連絡調整、ボランティアの受け入れ、連携等）

- ・情報班（住民情報の把握、災害、施設管理等の情報収集及び避難者への情報伝達等）
- ・施設班（避難所の衛生管理、避難者の援護施設、救援物資の管理・配分、安全管理等）
- ・給食班（炊き出し、給水、給食等）
- ・救護班（病人の対応、健康相談窓口、医薬品等の管理、保健師との連携等）

⑤ 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、安全の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（２）広域福祉避難所

①社会福祉施設入所者

社会福祉施設の広域福祉避難所の運営は、社会福祉施設職員が受入れ自治体の施設管理者の協力を得てそれぞれ作成した避難計画に基づき施設の運営主体において自主的に運営するものとする。

②在宅要援護者

在宅要援護者の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得て、避難者のケアに充分配慮しつつ一般の広域避難所の運営と同様な運営体制を構築し運営するものとする。